

## 監査報告書

国立大学法人 東京科学大学

理事長 大竹 尚登 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び同法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、2024年度（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の国立大学法人東京医科歯科大学の業務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監事の監査の方法及びその内容

国立大学法人東京医科歯科大学の監事藤谷茂樹と岸上恵子氏は、共に定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また役職員等から業務運営の報告を聴取し、必要に応じて監査室と連携し、財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等を行いました。

国立大学法人東京科学大学の監事小倉康嗣は、国立大学法人東京医科歯科大学の監査をした上記両名から、監査の状況の聴取などを行い、その中で2024年度の国立大学法人東京医科歯科大学の業務につき特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けました。

また、会計監査に関しては、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

### 2. 監事の監査の結果

- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に示していると認めます。
- 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- 決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- 法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正と認めます。
- 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2024年12月4日

国立大学法人 東京科学大学

監事 小倉 康嗣

監事 藤谷 茂樹



# 独立監査人の監査報告書

令和 6 年 12 月 4 日

国立大学法人東京科学大学

理 事 長 大 竹 尚 登 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 村 彌 角  
業務執行社員 \_\_\_\_\_

指定有限責任社員 公認会計士 梁 瀬 亮  
業務執行社員 \_\_\_\_\_

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条の 2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの第 21 期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人東京医科歯科大学の令和 6 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因となるない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、国立大学法人東京医科歯科大学は、国立大学法人東京工業大学と令和 6 年 10 月 1 日に統合し、国立大学法人東京科学大学が創設された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。